

栃木県が処遇改善等加算(区分3)の対象と認める研修等

R8.7.14現在 栃木県保健福祉部こども政策課

施設類型	処遇改善等加算(区分3)		加算対象研修実施機関	修了確認		県が認める研修実施年度
	加算A	加算B		証明書	発行元	
○保育所 ○地域型保育事業所	4分野	1分野	①保育士等キャリアアップ研修 (県実施：栃木県社会福祉協議会へ業務委託)	保育士等キャリアアップ研修修了証	県(業務委託先)	H29年度～
			②保育士等キャリアアップ研修 (栃木県指定：別紙2-1 参照)	保育士等キャリアアップ研修修了証	指定研修実施機関	各機関の指定年度から
○施設型給付幼稚園 ○認定こども園 (幼保連携型・保育所型 幼稚園型・地方裁量型)	60時間	15時間	①保育士等キャリアアップ研修 (県実施：栃木県社会福祉協議会へ業務委託)	保育士等キャリアアップ研修修了証	県(業務委託先)	H29年度～
			②保育士等キャリアアップ研修 (栃木県指定：別紙2-1 参照)	保育士等キャリアアップ研修修了証	指定研修実施機関	各機関の指定年度から
			③県・各市町・各市町教育委員会	各園長による証明 ※1	各実施主体	H30年度～
			④県教育委員会(幼児教育センター、他)	修了証明書・シール等 ※1	県教育委員会 (各担当課)	H30年度～
			⑤栃木県が認める関係団体(別紙3-1 参照)	修了証明(シール等)があるものに限る	各団体	各団体の認定年度から
			⑥大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関	修了証明書 ※1	各関係機関	H29年度～
			⑦免許更新講習	更新講習修了確認証明書 ※2 改正法付則第2条第3項第3号の確認証明書 ※2	県教育委員会	H21年度～
			⑧免許法認定講習	大学等が発行する学力に関する証明書 教育委員会が発行する上位の免許状	各大学等 県教育委員会	H29年4月1日以降の日付で 証明されているもの
	(15時間以内)	(4時間以内)	⑨県が適当と認める者 (県講師基準に基づく園内研修)	園内研修実施状況報告書	各施設長	H29年度～

※1 修了証明の証書・スタンプ・シール等が発行されていない研修については、研修ハンドブック等において園長の証明がなされていれば、該当年度以降のものは対象とする。

※2 幼稚園教諭免許状以外の免許状(小学校等)を所有している場合は、免許状更新講習修了証明書の写し等を添付し、幼児教育に関する講習を修了して更新していることが証明できること。